

○財務省告示第三十五号

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十五条及び第四十六条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分並びに第四十八条の二十の規定に基づく税理士法人に対する処分に応じた考え方を公表する件（平成二十年三月財務省告示第四百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月三十日

財務大臣 麻生 太郎

I 第一中「税理士に対する懲戒処分」を「税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号。以下「法」という。）に規定する税理士に対する懲戒処分」に、「違反行為」を「不正行為の種類」に、「行為の性質」を「不正行為の性質」に、「税理士の行為」を「税理士の不正行為」に、「処分歴」を「前歴」に、「選択する処分」を「選択する懲戒処分等」に改め、「また、税理士法人に対する処分の量定の判断に当たっては、上記の事項に加え、内部規律、内部管理の内容等を勘案する。」を削り、「認められた」を「認められる」に、「税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号。以下「法」という。）を「法」に改める。

「第三 税理士業務の停止期間」を「第三 税理士業務等の停止期間」に改める。

I第三中「税理士業務の停止期間」を「税理士業務又は税理士法人の業務の停止期間」に改め、同第三を同第四とする。

「第二 違反行為の異なるものが二以上ある場合」を「第二 不正行為の種類の異なるものが二以上ある場合」に改める。

I第二中「違反行為の種類」を「不正行為の種類」に、「それぞれの違反行為」を「それぞれの不正行為の種類」に改め、同第二を同第三とし、同第一の次に次のように加える。

第二 税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用人である税理士等に対する懲戒処分

一 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者（自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士を除く。以下「使用人等」という。）が不正行為を行った場合における、使用人である税理士又は使用人である税理士法人の社員税理士（以下「使用者税理士等」という。）に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していたときは、当該使用者税理士等がその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

(2) 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していなかったときは、内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて当該使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、当該使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

なお、上記に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、当該使用者税理士等が法第四十一条の二（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものととして懲戒処分をする。

二 税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合における、税理士法人の他の社員税理士に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたときは、当該他の社員税理士もその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

(2) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったときは、当該税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合には、当該他の社員税理士も過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

Ⅱ第一の一中「第四十五条第一項及び第二項」を「第四十五条第一項又は第二項」に改め、同(1)中「同じ。」を「同じ。」の額」に、「一年」を「二年」に改め、同(2)中「修正申告書の提出等」を削り、「」に係る所得金額等「を「に係る」に改め、「含む。」を削り、「同じ。」を「同じ。」の額」に、「一年」を「二年」に改める。

Ⅱ第一の二(1)中「虚偽記載した書面」を「虚偽の記載をした書面」に、「虚偽記載の程度」を「記載された虚偽の程度」に改め、同(2)イ中「代表者等である法人」を「代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人」に、「あるとき」を「あることをいう」に改め、「以下同じ。）」の下に「(上記一に掲げる行為に該当する場合を除く。）」を加え、「不正所得金額等に」を「不正所得金額等の額に」に、「一年」を「二年」に改め、同(2)ロ中「ものをいい、イの場合を除く。以下同じ」を「ものをいう。以下同じ。）」(上記一及び二(2)イに掲げる行

為に該当する場合を除く」に、「申告漏れ所得金額等に」を「申告漏れ所得金額等の額に」に、「六月」を「二年」に改め、同(2)ハ中「検査を妨げる行為等をしたとき」を「調査を妨げる行為をすることをいう」に、「妨害行為」を「行為」に、「二年」を「三年」に改め、同(2)ニ中「名義貸し（法第五十二条又は第五十三条の規定に違反する者に自己の名義を使用させたとき。」を「税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（自己の名義を他人に使用させることをいう。」に、「のほか、違反行為の期間、名義貸しを受けた者の関与件数等」を「、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額」に、「一年以内の税理士業務の停止」を「二年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止」に改め、同(2)ホ中「正当な理由がなく怠ったとき」を「正当な理由なく怠ったことをいう」に、「六月」を「一年」に改め、同(2)ヘ中「とき」を「ことをいう」に、「二年」を「一年」に改め、同(2)トとし、同(2)ホの次に次のように加える。

へ 税理士会の会費の滞納（所属する税理士会（県連合会及び支部を含む。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納することをいう。以下同じ。）

戒告

Ⅱ第一の二(7)中「二年」を「二年」に改め、同(7)を同(9)とし、同(6)中「違反行為に係る関与件数等」を「同条に違反して税務代理をした件数、税務書類を作成した件数、税務相談に応じた件数」に、「二年」を「二年」に改め、同(6)を同(7)とし、同(7)の次に次のように加える。

(8) 税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行ったとき。

税理士業務の禁止

Ⅱ第一の二(5)を同(6)とし、同(4)を同(5)とし、同(3)中「一年」を「二年」に改め、同(3)を同(4)とし、同(2)の次に次のように加える。

(3) 法第三十七条の二（非税理士に対する名義貸しの禁止）の規定に違反したとき。

名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、

二年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

Ⅱ第二の一(1)中「(定款の変更)」の下に「、第四十八条の十八(解散)」を加え、「等、税理士法人固有の手続

規定に違反した」を「に規定する届出をしなかった」に改め、同(2)中「法第三十七条」を「法第四十八条の十六において準用する法第三十七条」に改め、同(2)イ中「法人の申告について、社員税理士等の行為により不正所得金額等が生じた場合に、当該法人の内部管理体制や内部規律の整備状況等のほか、当該行為に関与した者の人数や行為の態様等」を「不正所得金額等の額」に、「二年」を「二年」に、「税理士業務」を「業務」に改め、同(2)ロ中「法人の申告について、社員税理士等の行為により多額な申告漏れ所得金額等が生じ、かつ、当該行為の内容が税理士としての職業倫理に著しく反するような場合に、当該法人の内部管理体制や内部規律の整備状況等のほか、当該行為に関与した者の人数や行為の態様等」を「申告漏れ所得金額等の額」に、「六月」を「二年」に、「税理士業務」を「業務」に改め、同(2)に次のように加える。

ハ 税理士会の会費の滞納

戒告

Ⅱ第二の一(3)中「法第四十一条」を「法第四十八条の十六において準用する法第四十一条」に改め、同(4)中「法第四十一条の二」を「法第四十八条の十六において準用する法第四十一条の二」に、「税理士業務」を「業務」に

改め、同(5)中「一年」を「二年」に、「税理士業務」を「業務」に改め、同(5)を同(6)とし、同(4)の次に次のように加える。

- (5) 業務の全部又は一部の停止の処分を受け、その処分に違反して業務を行ったとき。

解散

Ⅱ第二の二中「次に掲げる」を「次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる」に改め、同(1)を次のように改める。

- (1) 社員税理士に、法第四十五条又は第四十六条に規定する行為があったとき（上記一(2)及び(6)に該当する場合を除く。）。

当該行為を行った社員税理士の量定（複数の社員税理士が関与している場合には、それぞれの量定を合計した量定）に応じて、

戒告、二年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

Ⅱ第二の二(2)中「一年」を「二年」に、「税理士業務」を「業務」に改める。

附則

この告示は、平成二十七年四月一日以後にした不正行為に係る懲戒処分等について適用し、平成二十七年三月三十一日以前にした不正行為に係る懲戒処分等については、なお従前の例による。